

指導警告票

あなたの行為は、次の道路交通法違反に該当し、刑罰の対象となります。

- | | |
|--|--|
| 1 信号無視
(法第7条、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金) | 2 通行区分違反(右側通行等)
(法第17条第4項等、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等) |
| 3 並進
(法第19条、2万円以下の罰金又は料料) | 4 一時不停止
(法第43条、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金) |
| 5 無灯火
(法第52条第1項、5万円以下の罰金) | 6 二人乗り
(法第57条第2項、2万円以下の罰金又は料料) |
| 7 通行方法違反(歩道通行中)
(法第63条の4第2項、2万円以下の罰金又は料料) | 8 携帯電話使用
(法第71条第6号、5万円以下の罰金) |
| 9 大音量のイヤホン等使用
(法第71条第6号、5万円以下の罰金) | 10 傘差し運転
(法第71条第6号、5万円以下の罰金) |
| 11 通行禁止違反(通行禁止場所通行)
(法第8条、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金) | 12 その他() |

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車も交通事故を起こせば

刑事上・民事上の責任を問われます

- 刑事上の責任として、相手を死傷させた場合は「重過失致死傷罪」に問われることがあります。
- 民事上の責任として、被害者に対する損害賠償の責任が生じます。

取扱者

署・隊

巡査・巡査部長・警部補 氏名